

京都市消防局訓令乙第8号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市大規模災害時における帰宅困難者対策に係る事業所対策協議会規程を次のように定める。

平成25年11月15日

京都市消防局長 長谷川 純

京都市大規模災害時における帰宅困難者対策に係る事業所対策協議会規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市大規模災害時における帰宅困難者対策に係る事業所対策協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、専門的な知見を得るため、学識経験のある者をもって充て、消防局長（以下「局長」という。）が委嘱する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の招集及び議事)

第3条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの協議会は、局長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会の構成員は、別に定める者のうちから、部会長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、予防部長をもって充てる。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査が終了したときは、当該調査の結果を協議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、予防部において行う。

(補則)

第8条 この訓令において別に定めることとされている事項及び協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第2項の規定にかかわらず、この訓令の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長である者は、この訓令の施行の日に協議会の会長として定められたものとみなす。

(消防局予防部)